

## ☆産業・就業支援内容

種別	支援制度名	支援内容等
就業支援	就業者育成奨励金	<p>1. 十島村内において、農林水産業等に従事した日数に応じて奨励金を交付</p> <p>(1) 後継者及び新規参入者 ※最大5年間交付</p> <p>ア. 単身で従事した場合 1日5千円～7千円以内</p> <p>イ. 家族で従事した場合 1日8千円～1万円以内</p> <p>※4年目～5年目は上記額が減額となる。</p> <p>※2年間の支援が終了するひと月前にこれまでの実績を審査し、3年日以降の交付を行なうか判断</p> <p>(2) 体験希望者 ※2ヶ月を限度</p> <p>ア. 単身で従事した場合 1日3千円以内</p> <p>イ. 家族で従事した場合 1日5千円以内</p> <p>(3) 指導者</p> <p>ア. 自営作業を兼ねる場合 1日4千円以内</p> <p>イ. 出前指導等をする場合 1日6千円以内</p> <p>2. 資質の向上と技術の習得をするため、地域外において、村長が認定した農林水産業等の研修を行なう場合、奨励金を交付</p> <p>(1) 農家実地研修 1日7千円 (15万円を限度)</p> <p>(2) 先進地研修 1日7千円 (15万円を限度)</p> <p>(3) 研修施設等での研修受講 1日7千円 (15万円を限度)</p>
産業支援	農林水産業振興支援補助金	<p>村内における農林水産業者及び農林水産業者の組織する団体等が行う事業に要する経費に対し、補助金を交付</p> <p>1. 農業・林業</p> <p>(1) 販売作物支援</p> <p>ア. 生産出荷経費支援 村指定品目における生産経費を支援</p> <p>イ. 出荷運賃助成 村指定品目における定期船の運賃を助成 1才 (20～30kg) あたり 200円以内</p> <p>(2) 生産作業支援 自治会組織が整備する機械器具 (トラクター、管理機、ミニ油圧ショベル、オーガードリル) 及びそれらの格納庫の整備に要する費用を補助</p> <p>2. 水産業</p> <p>(1) 漁船操業支援 (漁業協同組合が補助対象)</p> <p>ア. 燃料輸送経費支援 燃料輸送に要した定期船運賃の1/2以内</p> <p>イ. 機械器具整備 燃料輸送タンクの整備に係る費用を支援 10 / 10以内</p> <p>(2) 販売鮮魚等支援</p> <p>ア. 生産出荷経費支援 十島村漁協の手数料相当額</p> <p>イ. 出荷運賃助成 定期船の運賃を助成 1才 (20～30kg) あたり 200円以内</p>
	十島村産品販売促進支援補助金	<p>十島村の6次産業化を促進するため、村内で生産・採取又は水揚げされた農林水産物を活用し、生み出された加工品の販売に係る販路開拓・拡大、広告宣伝に係る費用の一部を支援</p>



種別	支援制度名	支援内容等
産業支援	十島村産品販売促進支援補助金	①物産展・出展事業 補助率 3/4 以内 100万円を上限 会場借上料、出展料、装飾費、販売員賃金及び旅費、運搬費 ②商品パンフレット・出荷箱制作事業 補助率 3/4 以内 1品目 1回限りとし、30万円を上限 ③地域特産品の販売先拡大・開拓事業 補助率 宅配便 1/2 以内 船運賃 1才 100円以内 30万円を上限
	産業振興資金貸付	1. 貸付の利率 無利子 2. 貸付期間 15年以内 3. 償還の方法 年賦償還 4. 貸付対象事業 (1) 漁船の建造又は購入に必要な資金 800万円以内 (2) 漁具又は装備等及び保守修繕等の入渠や修理等に必要な資金 500万円以内 (3) 農業・林業用機械購入及び機械修繕又は施設建設及び修繕に必要な資金 500万円以内、但し、複数の者が共同で行う場合は 800万円以内 (4) 鹿児島県特定離島ふるさとおこし推進事業の家畜貸付牛及び畜産振興総合対策事業の特別導入牛の償還に必要な資金 300万円以内。ただし、肉用子牛 1頭あたり 60万円、育成牛・妊娠牛 1頭あたり 100万円 (5) 生産牛、肥育牛の購入及び放牧その他生産、肥育施設の整備に必要な資金 500万円以内。ただし、複数の者が共同して行う場合は、800万円以内 (6) 農地及び草地の土壌改良に係る費用及び農林業における資材購入に必要な資金 300万円以内 (7) 肉用子牛の肥育に必要な資金及び村奨励作物の栽培に必要な資金 50万円以内 (8) 農地及び草地の土壌改良に係る費用及び農林業における資材購入に必要な資金 300万円以内
	新規就業者支援	十島村に定住の意志があり自立を希望し農林水産業での就業意欲が高いと認められる下記の場合の 56歳未満の方（認定就業者） (1) 産業振興資金借入れに対する支援（※借入限度額 200万まで） 償還の猶予が 3年となり、無利子貸付 (2) 設備投資に対する支援 自己資金において設備投資した資金額の 10%を支給 (3) 借入金を全額償還した場合の支援 認定された業種を継続し、地域振興に貢献、また各村税、公共料金等を滞納していない場合、借入金の 5割を奨励金として交付
	生産施設整備補助金	生産施設の整備改善をはかるため、個人及び地域住民で構成する地域団体又は農林漁業等生産組織、その他団体が行う当該事業に要する経費に対し、補助金を交付 1 補助率 4分の3以内 2 補助対象事業 ○農業用施設の整備 耕作又は養畜の業務のために必要な施設及び作物を栽培するために必要な施設 ○農業用器具の整備 耕運整地、播種、肥裁管理、有害動植物の防除、家畜の飼養管理、収穫、調整加工その他農作業を効率的に行うために必要な機械器具 ○漁業用施設の整備 漁業従事者の作業上の利便を図り、生産性の向上に資するために必要な陸上施設

種別	支援制度名	支援内容等
産業支援	生産施設整備補助金	<p>○漁業用機具 直接漁労に使われて主要な役割を果たす主漁具及び主漁具と併用して漁労効果を有効確実にする機具及び主漁具の操作を迅速かつ容易にして操業効率を上げるために用いる機具</p> <p>○加工用機具及び施設の整備 農林水産物などを原料として製造・加工し、商品化するために必要な機具及び施設</p> <p>3 補助対象者 村内に住む 75 歳未満の者で十島村漁業協同組合、農林水産物販売業者並びに市場等に農林水産物（加工品含む）の出荷実績が複数回ある者</p> <p>4 補助事業対象経費は、事業に要する直接経費で 30 万円以上</p> <p>5 交付できる補助金の限度額は、300 万円以内</p> <p>6 同一事業での補助申請については、1 回目の補助金の交付決定日より 5 年間は補助申請を出来ない。ただし、同一事業において、規模拡大等の理由による場合はその限りではない</p> <p>7 交付申請時の年齢が満 75 歳未満のものに限る</p>
	肉用繁殖雌牛貸付	<p>十島村が肉用繁殖雌牛を計画的に購入し、肉用繁殖雌牛の貸し付けを受けようとする者で増頭意欲を有する農業者（以下「導入対象者」という。）に一定期間（5 年間）貸付後、その者に譲渡する事業 貸付事業については、3 種類ある</p> <p>1 県有牛貸付事業</p> <p>(1) 年齢制限 最終償還時の年齢が 80 歳以下の畜産農家</p> <p>(2) 償還方法 貸付 5 年後に一括償還</p> <p>(3) 導入時の本人負担 なし</p> <p>2 特別導入型基金事業</p> <p>(1) 年齢制限 なし</p> <p>(2) 償還方法 貸付 5 年後に一括償還</p> <p>(3) 導入時の本人負担 導入時市場売買価格から 33 万円を引いた差額</p> <p>3 優良繁殖雌牛導入</p> <p>(1) 年齢制限 導入対象時の年齢が 70 歳以下の畜産農家</p> <p>(2) 償還方法 貸付 5 年後に一括償還</p> <p>(3) 導入時の本人負担 導入時市場売買価格から 60 万円を引いた差額 ※償還費用については、産業振興資金の貸付を受けることも可</p> <p>(4) その他 30 ヶ月未満の生産性の高い育成牛及び妊娠牛も対象とし、貸付限度額は 100 万円</p>



種別	支援制度名	支援内容等
産業支援	畜産振興対策事業補助金	<p>肉牛生産の振興及び肉用子牛生産拡大を推進するため十島村畜産組合及び十島村内に住所を有する畜産農家に対し、畜産振興対策に必要な経費について補助金を交付</p> <p>(1) 飼料購入村営定期船運賃補助 飼料 20kgあたり 50 円以内 ※県・国補助事業適用の場合、120 円以内</p> <p>(2) ダニ駆除剤購入助成 事業に要した直接経費の 50%以内</p> <p>(3) 牛発情促進ホルモン剤購入助成 事業に要した直接経費の 50%以内</p> <p>(4) 登録繁殖雌牛更新助成 成牛セリ市において、廃用処分した登録繁殖雌牛の更新として、新たに登録雌牛を導入した場合 牛 1 頭あたり 50,000 円</p> <p>(5) 草地畜産生産性向上対策 事業に要した直接経費の 50%以内</p> <p>(6) 敷料購入定期船運賃の 50%以内 ※県・国補助事業適用の場合、70%以内</p> <p>(7) 子牛出荷運賃助成 1 頭あたり 2,100 円以内</p>
	農地利活用事業	<p>十島村が農地（遊休農地及び遊休農地になる恐れがある農地）を借上げ、新規就業者等に貸し付け</p> <p>○貸付料 一反あたり 1,200 円 ※ 1,000 円未満は 1,000 円 ※転入の日から 2 年間は減免あり</p>
	土壌改良促進事業	<p>農林業を営む者が、事業規模の拡大を目的とし遊休農地を新たに開墾するにあたり、その基礎となる土壌改良に係る経費を村が補助</p> <p>○補助を受けられる方</p> <p>(1) 十島村農地利活用に関する条例に基づき、村から借り受けた農地を利用し事業を行う個人又は団体</p> <p>(2) 村推奨作物を栽培する者。ただし、畜産業において、牧草を栽培する場合はこの限りではない</p> <p>(3) 土壌改良を行った農地で栽培された農産物については、販売することを前提とした者</p> <p>○補助対象経費 土壌改良経費（堆肥・苦土石灰・化成肥料・微量元素・ヨウリン）及び運賃の総額</p> <p>○交付回数 事業を行う農地に対し 3 回まで</p> <p>○交付率 3 / 4 以内</p> <p>○交付の限度額 1,000㎡（1 反）あたり 130,000 円以内</p>

## ○飲料水

項目	口之島	中之島	平島	諏訪之瀬島	悪石島	小宝島	宝島
水道の種別	簡易水道	簡易水道	簡易水道	簡易水道	簡易水道	簡易水道	簡易水道
水道料金	要	要	要	要	要	要	要
備考				淡水化装置による給水		淡水化装置による給水	

## ○ゴミ

- (1) 燃えるゴミや生ゴミは、いずれも村からの委託者により収集され、焼却処理されます。決められた曜日の決められた時間に、決められた場所にゴミを出します。
- (2) 空き缶やペットボトルなどのリサイクルゴミは、月一の割合で自治会長やリサイクル指導員のもとで地域回収され、定期船を利用して島外搬出されます。
- (3) 粗大ごみについては、2ヶ月に一回の割合で、定期船を利用して島外搬出されます。その回収は、リサイクルゴミの回収時になりますので、各自で持込んでいただくことになります。
- (4) 家電リサイクル品及びPCリサイクル品ゴミは、各自負担により処理していただいています。



## ○電気

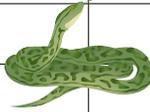
項目	口之島	中之島	平島	諏訪之瀬島	悪石島	小宝島	宝島
発電の種類	火力	火力 水力	火力	火力	火力	火力	火力

## ○ガス

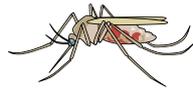
項目	口之島	中之島	平島	諏訪之瀬島	悪石島	小宝島	宝島
ガスの種類	LP	LP	LP	LP	LP	LP	LP

- (1) いずれも取扱販売店があります。

## ○害虫等

主な害虫	口之島	中之島	平島	諏訪之瀬島	悪石島	小宝島	宝島
蚊	○	○	○	○	○	○	○
ブユ(ブヨ)	○	○					
無毒ヘビ	○					○	
毒ヘビ (トカラハブ)						○	○

- (1) ブユについては、駆除剤散布をおこなっている地域のみ掲示しています。
- (2) トカラハブの毒は弱毒です。
- (3) その他にもスズメバチ・ムカデなど一般的な虫類が存在します。



## ○金融

金融機関は、有人7島のうち口之島、中之島、宝島の3ヶ島に郵便局があるのみです。



## ○通信

通信では、平成20年度から21年度にかけて整備した地域イントラネット基盤施設を活用し、TV会議や議会中継、気象情報システム、港湾監視カメラ等に利用しています。

また、平成22年度に整備した情報通信基盤施設では、村が通信事業者となり、一般家庭等向けのインターネット接続サービスを開始し、村内でも高速通信が可能となっています。

情報通信網の超高速化を目標に、医療・保健・教育・危機管理分野等においては先端の高度情報化技術の導入を進め、ICT利活用施策を推進しています。

## ○通信支援内容

### ○事業趣旨

高度情報化社会に適応した豊かで活力ある地域社会の形成に資するため、十島村情報通信施設を設置し、インターネット接続サービス等を提供する。

### ○加入申込

本サービスを受けようとする者は、トカラ結ネット加入申込書を村長に提出

### ○使用料等の支払い

月額4,000。ただし、次の表に掲げるとおり減免される。

料金の区分	減免対象	減免内容
受信設備の設置に要する費用	転入の日から1年を経過していない者。ただし、本村を転出した日から5年を経過していない者は、除く	全額免除
	転入の日から1年を経過していない者。ただし、本村を転出した日から5年を経過していない者は除く。 (UIターン者は、ここに含まれる。)	加入の月から36月目まで 全額免除
		加入の月から起算して 37月目から60月目まで 半額免除

